第十七条の二十八の二を第百八十三条とする。

第十七条の二の三から第十七条の二十八までを削る。

第十七条の二の二第一項中「第四十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五十条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八十六条第二項及び第八十九条第二項」に、「委託協会国際放送業務又は委託放送業務」を「協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務」に改め、同項第一号中「放送局、委託協会国際放送業務又は委託放送業務」を「基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務」に改め、同条第二項中「第四十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五十条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八十六条第二項及び第八十九条第二項」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の三章及び章名を加える。

第四章　基幹放送

第一節　基幹放送の区分

第六十条　法第九十一条第二項第二号の総務省令で定める基幹放送の区分は、別表第五号のとおりとする。

第二節　基幹放送事業者

第一款　認定等

（認定の申請）

第六十一条　基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一　地上基幹放送　放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）ごと

二　衛星基幹放送　放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

（間接に占められる議決権の割合）

第六十二条　法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ⑴に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ⑵に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社（法第百六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2　前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3　一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4　地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5　法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（認定基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送事業者等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送事業者等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送事業者等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送事業者等の議決権の間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6　地上基幹放送事業者等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六十三条　法第九十三条第一項第六号ホ⑵の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

（申請書）

第六十四条　法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条　法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2　法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条　法第九十三条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一　協会又は学園の基幹放送の業務

二　内外放送の業務

三　多重放送の業務（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四　臨時目的放送の業務

五　コミュニティ放送（別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務

六　電波法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する放送局（第二号及び第四号に掲げるものを除く。）を用いて行われる放送の業務

七　地上基幹放送試験局（電波法施行規則第四条第一項第三号に規定する地上基幹放送試験局をいう。）又は放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務（第一号及び第三号から第五号までに掲げるものを除く。）であつて、認定の更新の申請に係るもの